

No. 48865

**Argentina
and
Japan**

Agreement on technical cooperation between the Government of the Argentine Republic and the Government of Japan. Tokyo, 11 October 1979

Entry into force: *11 August 1981 by notification, in accordance with article XIV*

Authentic texts: *Japanese and Spanish*

Registration with the Secretariat of the United Nations: *Argentina, 16 August 2011*

**Argentine
et
Japon**

Accord sur la coopération technique entre le Gouvernement de la République argentine et le Gouvernement du Japon. Tokyo, 11 octobre 1979

Entrée en vigueur : *11 août 1981 par notification, conformément à l'article XIV*

Textes authentiques : *japonais et espagnol*

Enregistrement auprès du Secrétariat des Nations Unies : *Argentine, 16 août 2011*

アルゼンティン共和国政府のために

日本国政府のために

計画並びに同計画に関する任務を遂行するためにアルゼンティン共和国に滞在する専門家、その家族、調査団及び駐在員等の特権、免除及び便宜に関してこの協定が定める地位に影響を与えるものではない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十九年十月十一日に東京で、ひとしく正文であるスペイン語及び日本語により本書二通を作成した。

れる日本国の専門家であつて、この協定が効力を生じた後任務を遂行するものに対しても適用される。

第十四条

1 この協定は、日本国政府がアルゼンティン共和国政府からアルゼンティン共和国の憲法上必要とされる手続を完了した旨の文書による通告を受けた日に効力を生ずる。

2 この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六箇月の予告をもつて協定を終了させる意思を書面により通報しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

3 この協定の終了は、第二条にいう取極に基づいて実施中の

るいかなる事項についても相互に協議する。

第十二条

アルゼンティン共和国政府は、協力計画の実施のための国内調整機関を指定し、その機関名を外交経路を通じ日本国政府に通報する。

第十三条

この協定の第五条から第九条までの規定は、この協定が効力を生ずる前に両政府間で行われた取極に基づいて技術協力を行うためアルゼンティン共和国に派遣されたか又はその後派遣さ